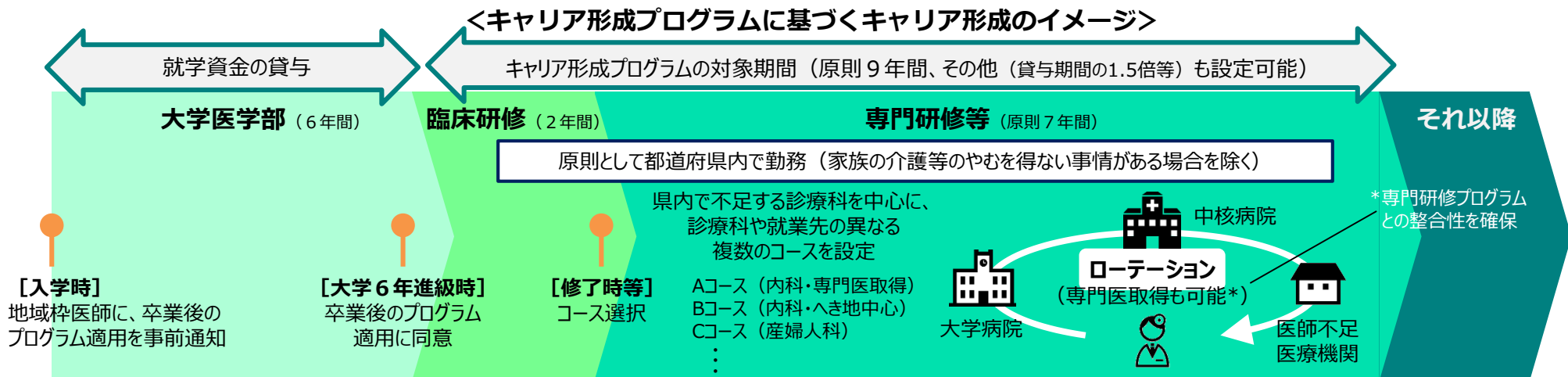


# 熊本県自治医科大学卒業医師 キャリア形成プログラムの策定について

熊本県健康福祉部

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記  
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定



## ＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- 地域枠医師（選抜方式は別枠方式）
- **自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）**
- その他プログラムの適用を希望する医師

## ＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する  
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

## 対象者の地域定着促進のための方策

### ＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

### ＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

# 自治医科大学卒業医師を対象としたキャリア形成プログラム新規策定の必要性

## キャリア形成プログラム策定の経緯

- 平成30年7月に改正された医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、各都道府県において「キャリア形成プログラム」を策定することとされた。

## 新規策定の必要性

- 運用指針においては、自治医科大学を卒業した医師（令和元年度以降に自治医科大学に入学した者）についても、都道府県がその者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならないとされている。
- 自治医科大学卒業医師の派遣先は、そのほとんどが、地域枠医師の派遣先医療機関では第2グループにあたる、へき地の医療機関に限られているため、自治医独自のコース設計をする必要があり、地域枠医師とは別にキャリア形成プログラムを作成する。
- 義務年限内の自治医科大学卒業医師や、これから医師となる自治医科大学の学生が、自身のキャリアや長期的なプランを考える際に必要な情報（勤務ルールや想定されるモデルコース等）を見える化し、将来の勤務をイメージしたり、不安解消につなげてもらえるようにする。

## キャリア形成プログラムの策定及び公表について

- キャリア形成プログラム運用指針（厚生労働省医政局長通知）において、都道府県は、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し協議を行うこととされているため、本日お諮りするもの。
- 本日の地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定し、熊本県のホームページで公表するとともに、対象となる本県の自治医科大学卒業医師及び自治医科大学の学生に周知する。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和元年7月5日付医政発0705 第5号） ※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

#### (3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

## 1 コース

- ・ 診療領域や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること。

## 2 対象期間

- ・ 各コースの対象期間は原則として9年間とすること。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこと。

⇒自治医科大学医学部修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（貸与期間6年間の場合、9年間の義務年限）が該当。

## 3 対象医療機関等

- ・ 対象期間は、原則として、県内の医療機関で就業すること。
- ・ 医療機関の設定に当たっては、医師確保とキャリア形成の両立に留意すること。

⇒卒業後2年間は、初期臨床研修のため、県内に所在する知事が決定した医療機関、初期臨床研修修了後は、へき地等の公立医療機関を中心に知事が指定した医療機関。

## 4 対象期間の一時中断等

- ・ 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされていること。

# 【参考】 本県の自治医科大学卒業医師の派遣先医療機関等

「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」より

別表 1

へき地等の医療機関名	
産山村診療所	上天草市立湯島へき地診療所
阿蘇医療センター波野診療所	教良木診療所
北部へき地診療所	国保天草市立御所浦北診療所
緑川へき地診療所	山都町包括医療センター そよう病院
井無田へき地診療所	球磨郡公立多良木病院
八代市立下岳診療所	上天草市立上天草総合病院
八代市立椎原診療所	阿蘇医療センター
国保水俣市立総合医療センター 附属久木野診療所	小国公立病院
芦北町国保吉尾温泉診療所	国保天草市立河浦病院
芦北町国保吉尾温泉診療所 大岩出張所	国保天草市立新和病院
槻木診療所	天草市立栖本病院
水上村立古屋敷診療所	国保天草市立御所浦診療所
五木村診療所	

別表 2

公的医療機関名
国保水俣市立総合医療センター
人吉医療センター
熊本県健康福祉部
熊本県病院局

別表 3

研修病院
熊本大学病院
熊本赤十字病院
国立病院機構熊本医療センター
自治医科大学附属病院
自治医科大学附属 さいたま医療センター
熊本労災病院
熊本市立熊本市民病院

- 別表 1 : **義務年限の2分の1以上の期間** (※)  
勤務する医療機関
- 別表 2 : 上記※を除く期間において勤務可能な  
医療機関等
- 別表 3 : 初期臨床研修 (県内に所在するもののみ。) 及び後期研修の研修先医療機関

## キャリア形成プログラムのコース設定に係る基本的な考え方

- 熊本県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムは、「自治医科大学医学部修学資金貸与規程」、「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」をベースに作成する。
- コースを設定するうえで基本となる配置方針は、現在県で行っている自治医科大学卒業医師の人事配置方針に沿ったものとする。

### <人事配置方針>

- ① 各地域の医師不足の状況を踏まえ、各医師のキャリア形成に関する意向についてもできる限り配慮したうえで配置調整を行う。
  - ② 総合医を養成するとした自治医科大学の建学の趣旨に則り、**派遣先では原則、総合診療医または内科医として業務に従事**する。
  - ③ 初期臨床研修後は原則、比較的規模が大きい病院に、義務年限内の先輩自治医科大学卒業医師等と一緒に配置。その後、経験を重ね、一人配置となる病院や診療所または後輩自治医科大学卒業医師と同一の病院に配置。
- 新専門医制度における**基本領域単位（内科等19診療科）で、自治医科大学卒業医師の派遣先医療機関等のうち、専門研修プログラムの連携施設となっている医療機関を組み合わせ、義務年限内に専門医受験資格が取得できるモデルコースを作成**する。

## キャリア形成プログラム策定までの流れ①

### 1. 専門研修プログラム基幹施設との調整

- 現在、本県の自治医科大学卒業医師については、全員1年ずつ後期研修（※）を取得している状況。そのため、モデルコース作成にあたり、**基幹施設での研修は1年以内の専門研修プログラムであることが必須**となる。

※ へき地等に一定期間勤務した医師を対象に、高度な医療知識・技術を習得するため、へき地等の医療機関以外において研修を行うもの。後期研修修了後は再びへき地等の医療に従事し、後期研修で習得した知識・技術等を住民に還元することによって地域医療の質的向上に寄与することとしている。

- 県内の専門研修プログラムを確認し、各専門研修プログラムのプログラム責任者等と意見交換を行った結果、**基幹施設での研修が1年以内であり、県の人事配置方針や勤務ルールの中で、自治医科大学卒業医師が義務年限内に専門医受験資格を取得できるのは総合診療と内科のみ**であった。

- そこで、今回策定するキャリア形成プログラムには、**県内の総合診療及び内科専門研修プログラムの中で、比較的専門医受験資格を取得しやすいプログラム（総合診療：熊本大学病院、人吉医療センター、内科：熊本大学病院、熊本赤十字病院）を掲載することとし、最短で専門医受験資格を取得可能なパターン**を中心に、基幹施設とモデルコース案の調整を行った。





## キャリア形成プログラム策定までの流れ②

### 2. 対象医師との意見交換会

- 国の運用指針に基づき、キャリア形成プログラムの新たに設定しようとするコース案の内容について、対象となる義務年限内の自治医科大学卒業医師とのオンライン意見交換会を実施（R3.11.17開催。対象者21名のうち13名参加。）するとともに、書面での意見聴取を行った。（R3.11.10～24実施。2名から意見書提出あり。）

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和元年7月5日付医政発0705 第5号）※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (2) 意見聴取

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコース内容や、新たに設定又は変更しようとするコース案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生（以下、「対象と予定学生」という。）の意見を聴くものとする。
- イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
- エ 都道府県は、対象医師及び対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。



## キャリア形成プログラム策定までの流れ③

### 3. 対象医師からの意見への対応

全意見の詳細及び回答については、10～12ページのとおり。  
(※義務年限内の自治医科大学卒業医師全員に共有済。)

#### 【意見】

小児科や皮膚科、精神科等に興味を持つ医師もいるので、総合診療、内科を学びつつ、興味のある分野を学べる仕組みを作ってほしい。

#### 【対応】

今回モデルコースとして設定したのは義務年限内に専門医受験資格を取得可能な総合診療、内科のみであるが、それ以外の診療科についても「**専門医受験資格の取得は義務年限終了後になるが、その選択を妨げるものではない**」ため、その旨をキャリア形成プログラムに追記した。



### 4. 専門研修プログラム基幹施設への再確認

- キャリア形成プログラム（修正案）について、熊本大学病院（総合診療、内科）、人吉医療センター（総合診療）、熊本赤十字病院（内科）の各プログラム責任者への再確認を実施し、内容について問題がないことを確認済み。



### 5. 地域医療対策協議会での協議

- 本日協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定する。

## <参考：意見の概要及び回答①>

### 対象医師からの意見の概要(意見書提出分)

(医師勤務年数8年目)

【選択できる診療科について】

- 熊本県医師修学資金貸与医師のキャリア形成プログラムと比較して、総合診療、内科コースに限定されている。小児科や皮膚科、精神科等に興味を持つ医師もいるので、総合診療、内科を学びつつ、興味のある分野を学べる仕組みを作してほしい。



### 回答

- 現在、自治医科大学卒業医師は、派遣先で原則、総合診療医または内科医として業務に従事している。このため、後期研修が1年間以内（または後期研修を使わない）で、義務年限内に専門医受験資格を取得可能なのは、総合診療専門医または内科専門医のみであり、総合診療と内科を専攻した場合のみ、シミュレーション（モデルコース）を掲載しているところ。
- ただし、総合診療または内科以外の診療科についても、「専門医受験資格の取得は義務年限終了後になるが、その選択を妨げるものではない」ということを、今回策定するキャリア形成プログラムに追記することとする。
- なお、来年度以降の見直しで、義務年限内に専門医受験資格を取得可能な診療科のコースを少しずつ増やしていけないか検討するため、**今後も引き続き、一人ひとりの希望するキャリアの把握を行うとともに、「カリキュラム制の活用」、「総合診療、内科以外での勤務が可能な病院への派遣」、「へき地診療所支援との組み合わせにより勤務と研修を兼ねられる比較的大きな病院への派遣」等について、プログラム責任者や各医療機関との協議を行っていく。**

## <参考：意見の概要及び回答②>

### 対象医師からの意見の概要(意見書提出分)

(医師勤務年数7年目)

#### 【サブスペシャリティについて】

- 総合診療、内科でも義務年限内に専門医が取得できるかどうかというところなので、それ以外の診療科はまだかなり難しそう。
- 内科はサブスペシャリティとしての消化器、循環器などまで考えるとさらに難しそう。消化器や循環器がある地域の病院もあるので、そのような病院への派遣を調整できれば、義務年限内にサブスペシャリティの研修もできるかもしれないため配慮いただきたい。



### 回答

- 自治医科大学卒業医師は、まずは、へき地等で求められる総合診療や内科で基本的な診療能力を高めることを優先してほしいと考える。また、サブスペシャリティの研修を行うためには、比較的大きめの病院に複数年配置する必要があると考えられるが、サブスペシャリティ取得を優先させると、基本領域の研修を希望する医師を配置できなくなり、当該医師の基本領域の専門医取得が妨げられる可能性がある。
- そのため、サブスペシャリティに関しては、基本的には義務年限終了後の取得を目指していただくこととし、今回のキャリア形成プログラムにはコース掲載を行わない。

## <参考：意見の概要及び回答③>

### 対象医師からの意見の概要(意見書提出分)

(医師勤務年数 7 年目)

【総合診療専門研修プログラムにおける必修領域別研修（小児科）について】

- 総合診療専門研修プログラムの連携施設である地域の病院の実情を考えると、必修領域別研修のうち救急科（3か月）は、内科の通常業務と救急対応とを兼ねることで研修できそうだが、小児科に所属して行なわなければならない小児科研修（3か月）は、今の医師数からすると難しいと思う。自治医科大学卒業医師が普段所属している総合診療や内科の勤務はかなり忙しく、病院側が小児科勤務を認めないこともあるかもしれない。総合診療や内科に所属しながらの週1日の小児科研修ですら容易ではない。
- 小児科研修が可能かどうかには、熊本県医師修学資金貸与医師の派遣数も大きくかかわってくると思うので、総合診療専攻医の配置の際には配慮いただきたい。



### 回答

- 現在、専攻医登録をした自治医科大学卒業医師については、義務年限内に専門医取得ができるよう連携施設への派遣について考慮している。
- しかし、ご意見のとおり、必修領域別研修のうち小児科や救急科研修については、自治医科大学卒業医師の実際の受け入れに際して、県と各病院との具体的調整が必要であり、キャリア形成プログラムの総合診療コースシミュレーションにおいても「要相談」としているところ。
- このため、派遣調整の際には、小児科研修の実施が可能のように、熊本県医師修学資金貸与医師とあわせて複数配置を検討する等の配慮も必要になると思われる。来年度は対象者がいないが、再来年度以降の派遣調整の際、配慮する。